

第3回半田市農業委員会総会議事録

令和5年9月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第8号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定及び半田市農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(6)－③
の規定による農用地利用集積計画について
諮問第1号 農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第2番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第3番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第4番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第5番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第6番	榊 原 久 美	出席			
第7番	堀 寄 純 一	出席			
第8番	石 川 敏 彦	出席			
第9番	藤 野 道 子	欠席			
第10番	石 川 明 美	出席			
第11番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

書記	服 部 由 紀	主事	藤 井 亮 暢
----	---------	----	---------

事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、事務局長は事情により不在のため、服部が代理にて務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただ今から第3回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。お暑期中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。活発なご審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中10名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

本日、議事録署名委員は、5番の竹内甲永委員と6番の榊原久美委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第6号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件出ております。番号503-14について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人から譲受人に所有権移転するものです。譲渡人は高齢になり耕作できないため、譲受人は隣地を耕作しており、一体的に耕作したいため、今回の申請に至りました。場所については、事務局よりお願いします。

事務局

申請地は、別冊1頁のとおりで、知多半島道路の東側の一団の農地の中にあり、現在も適切に耕作されております。特に問題ないかと思われます。

議長

番号503-14につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（質問・意見なし）

番号 503-14 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-14 を承認・可決いたします。

続きまして、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、6 件出ております。

番号 505-14 と 505-15 については関連しておりますので、一括審議いたします。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。番号 505-14 は賃借権、505-15 は所有権移転となります。譲受人は、発電事業等を営む法人で、外部からの見学者の増加による駐車場不足や発電施設稼働に伴う資材置場の不足のため、申請に至りました。場所については、事務局よりお願いします。

事務局

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。また、505-14 について補足致します。申請地の現況をご覧いただくと、現在既に駐車場として利用されていますが、こちらは一時転用で使用されており、今回事業計画の変更を行い、引続き譲受人の申請目的で使用することです。特に、問題ないかと思われます。

議長

番号 505-14 と 505-15 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-14 と 505-15 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-14 と 505-15 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-16 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は現在名古屋市にお住いで、譲渡人の息子です。現在の借家住まいが手狭となり、本人に土地資産がなく、両親宅横の母親所有農地を使用貸借し分家住宅を建築したいとするものです。農業委員会総会にはこれまで、合意解約、農振除外などで 報告審議してきた案件で、この度転用の準備が整ったため申請があったものです。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 1 頁をご覧ください。市街化区域に隣接している母親の土地に隣接している土地となっております。これまでの手続きも問題なく行っており、他の農地に影響を及ぼす影響はないと思われますので、問題ないかと思われます。

議長

番号 505-16 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-16 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-16 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-17 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は東京都港区で法人向け発電所開発・運営管理支援事業等を営む法人で先月も同町内で同様の申請がありましたが、このたび 2 筆隣で同様の事業を行うため所有権を移転し転用を希望とするものです。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。先ほどの説明のとおり、申請地の 2 筆隣が先月の総会でも審議があった案件となり、北側が半田ソーラー発電所、南側が工場となります。

議長

番号 505-17 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-17 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-17 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-18 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本案件については、6 月総会時に除外の案件として審議させていただいている件となります。譲受人は、一般貨物運送業を営んでいる会社であり、本社は半田市にございます。現在、倉庫として借りている土地について、所有者から返還を求められており、新たに土地を探していたところ、今回の申請に至りました。転用目的は、駐車場で、従業員が申請地に自家用車で出勤し、そこでトラックに乗り換えるとのこと。県道西尾知多線も近く、他の農地に与える影響も少ないと思われるので、特段問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。北東側に県道があり、南東側は一団の農地となっております。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-18 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

除外の要件について、説明をお願いします。

事務局

除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に定められており、皆様にお配りしております地図をご覧ください。農地として守っていくところに分かりやすく色を付けております。この色がついている部分については、農用地となっており、転用するには除外して白色にする必要がある農地となります。農用地を除外する場合については、農業委員会に意見を聞くこととなっております。農用地除外の要件については、皆様

に配布しておりますとおり、第 1 号から第 6 号の 6 個の要件を全て満たすことが必要となります。当案件については、6 月総会の際に、一度審議していただいており、問題ないと判断されたため、今回の申請に至っております。

議長

番号 505-18 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-18 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-18 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-19 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は、薬局を営んでおり、現在の店舗の老朽化が進んでいるため、移転するものです。また、現在の位置よりも、申請地の方が利用者にとって便利であるため、申請に至りました。場所については、別冊 5 頁をご覧ください。現在は、耕作放棄地のような状態となっています。転用について、特に問題はないかと思われます。

議長

番号 505-19 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-19 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-19 を承認・可決いたします。

続きまして、第 8 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③の規定による農用地利用集積計画について」、6 件出ております。はじめに中間管理事業一括設定の番号 506-45～506-47 について関連しておりますので一括審議とします。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、農業経営を精力的に行われており、規模を拡大するものです。場所については、事務局よりお願いします。

事務局

場所については、別冊の 6～8 頁をご覧ください。申請地は、適正に耕作されており、特に問題ありません。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

番号 506-45～506-47 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

金額や物納の記載については、借料という認識でよいでしょうか。

事務局

問題ありません。

委員

借りる農家さんについて、畦などの草刈りについての確認はないのでしょうか。

事務局

実際に耕作を開始し、他の農地の方が迷惑していたり、苦情が入った場合は、農業委員会で現地確認を行い、適正管理のお願いを随時しております。

委員

その部分について、気になる部分があれば報告するということでよろしいでしょうか。

事務局

報告してください。

議長

番号 506-45～506-47 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-45～506-47 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-45～506-47 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 506-48 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は現在温室栽培を行っている農家です。場所については、別冊の 9 項をご覧ください。申請地の温室は引き続き使用していくとのことです。特に問題はありません。

議長

番号 506-48 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

申請地の写真を見ると、温室が古くから使用されているように見えますが、何か理由がありますか。

事務局

今回の申請については、以前利用権設定を行っていた所有者が亡くなったため、相続人が改めて中間管理機構を通した契約に変更するものです。

議長

番号 506-48 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-48 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-48 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 506-49 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。譲受人は新規就農者として半田市の認定を受けており、営農規模を拡大するものです。特に問題はありません。場所について、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 10 頁をご覧ください。市営住宅から西側に進んだところにあり、適切に耕作されております。特に問題ありません。

議長

番号 506-49 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-49 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-49 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 506-50 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

譲受人は、農業経営を精力的に行われており、規模を拡大するものです。場所については、別冊 11 頁をご覧ください。工場の南側のところですよ。適切に耕作されております。特に問題ありません。

議長

番号 506-50 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 506-50 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 506-50 を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 1 号「農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地利用計画の変更について」、4 件出ております。番号 1 について事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申出者は中古自動車販売業を営んでおり、現在利用している中古車置場が手狭となっており、新たに駐車スペースを確保するため、申請に至りました。場所については別冊 10 頁をご覧ください。老人ホームから南に下ったところがありまして、窪地のような状態になっており、除外しても問題は特にありません。事務局より補足をお願いします。

事務局

先ほど、説明があったとおり、申請地は窪地となっており、農地としての利用は厳しく、周辺は白地であるため、除外しても問題ないと判断しております。

議長

番号 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 2 の担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出者は東大矢知町で保育園を営んでおりますが、敷地東側の法面が崩れて、フェンスも傾いており、補修工事を検討しましたが、通常保育を行いながらの工事は不可能なため、新たな場所を確保し、保育園を建築するため申請に至りました。場所については、別冊 12 頁をご覧ください。大洞池の北側に位置しています。申請地の北側と東側には同様の施設があり、南側は住宅街であり、除外について問題ないかと思われます。

議長

事務局より補足をお願いします。

事務局

申請地周辺の施設と一体的に利用していきたいということで、申請地の選択に至りました。先ほどの説明のとおり、住宅街にも近いため、他の農業への影響も少ないと思われます。

議長

番号 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

東大矢知町の施設については、どうなるのでしょうか。

事務局

施設については、閉鎖します。

議長

番号 2 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 2 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 3 の担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申出人は社会福祉事業を営んでいる法人です。事業規模の拡大に伴って、駐車場が手狭となり、現在の事業所の北側と南側の土地を駐車場に拡幅して使用したいとのことで、今回の申請に至りました。5 年間の土地利用計画書も確認しております。従業員等も 100 名以上おり、駐車台数の利用計画も適正かと思われます。申請地は現在、一部が無断で碎石等の置場となっておりますが、始末書を提出し、是正することです。排水については、高低差が 2 メートル以上あるため、整地し使用していくとのことです。用悪水路についても、土木課と適正に管理していただければ、特に問題ない

かと思われます。申請地の東側は道路を挟んで市街化区域に隣接しており、除外しても問題ないかと思われます。

議長

番号 3 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 3 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 4 の担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申出者は、自動車部品を運搬する事業を営んでいる法人です。現在使用している駐車場について、所有者の相続人から返還を求められており、新たに駐車場が必要となったため、今回の申請に至りました。申請地は、適正に耕作されております。西側の道路側溝に排水計画されており、特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 5 頁をご覧ください。半田中央病院の北東に位置しており、国道沿いにあります。

議長

事務局より補足をお願いします。

事務局

申請地の北側の白地集落に隣接しており、周辺部への影響が少ないと判断しております。

議長

番号 4 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 4 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 4 を承認・可決いたします。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 5 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 2 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 8 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。また報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の 1 件につきましては、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法 18 条第 6 項とは合意解約のことです。これまで、譲受人と中間管理機構を通じて、契約をしておりましたが、所有者の意向により、別の方に所有権を移転するため、合意して解約にいたっております。申請地については、引続き別の耕作者が耕作されるとのことです。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 3 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 3 0 分)